

各単価契約工事の登録要件等一覧表

項目	維2号 管渠及び取付管布設工事	維3号 汚水樹取付管補備工事	維6号 下水管清掃工事	維8号 下水道補修工事
工事内容	汚水樹設置申請者の申請による下水道本管及び取付管布設工事	汚水樹設置申請者からの受託による汚水樹設置及び取付管布設工事	下水道管路施設内の清掃及び浚渫、TVカメラによる管内調査	管路施設の損傷箇所の補修、舗装復旧、改良工事に伴う取付管の取替え又は補修、マンホールの嵩高調整
登録要件	①	建設業法第3条第1項の規定に基づく土木工事業の許可を受けたものであること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥に係るものに限る）を受けている者であること。	建設業法第3条第1項の規定に基づく土木工事業の許可を受けたものであること。
	②	福井市競争入札参加資格者名簿(土木一式)に登録されていること。	福井市競争入札参加資格者名簿又は福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であること。	福井市競争入札参加資格者名簿(土木一式)に登録されていること。
	③	市内に主たる営業に適する店舗を有する業者であること。		
	④	過去5年間に於いて元請又は下請に関わらず直営による下水道管布設工事の施工実績を有すること。	過去5年間に於いて下水道管の清掃及び調査の実績を有すること。	過去5年間に於いて元請又は下請に関わらず直営による下水道管布設工事の施工実績を有すること。
	⑤	主任技術者を2名以上、常時雇用していること。		
	⑥	必要な資格等を保有していること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証	必要な資格等を保有していること。 ・下水道管理技術認定試験（管路施設）合格証 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証	必要な資格等を保有していること。 ・下水道管理技術認定試験（管路施設）合格証 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証 ・その他（舗装等に必要資格者：必須ではない）
	⑦	必要な機材を保有していること。 （小型バックホウ、中型又は小型ダンプ、締固め用機材、土留め用仮設材）	必要な機材を保有していること。 （高圧洗浄車、汚泥吸排車、給水車：必須ではない、テレビカメラ車） ※テレビカメラ車を保有しない場合、登録は可とするが、依頼する業務は管路施設の清掃、及びその汚泥運搬作業のみとする	必要な機材を保有していること。 （小型バックホウ、中型又は小型ダンプ、締固め用機材、土留め用仮設材）
	⑧	直営による施工（作業員3名以上）ができること。 （下請施工は認めない）	直営による施工（作業員3名以上）ができること。 （下請施工は認めない）	直営による施工（作業員3名以上）ができること。 （下請施工は認めない）
	⑨	緊急当番も含め緊急時の対応が確約できること。		
提出書類	維2号工事業者登録申請書 添付書類（①～③は省略可） ④施工実績報告書 ⑤主任技術者届出書及び資格証明書 ⑥必要な資格・認可等の合格証書及び技能講習修了証 ⑦工事用設備機材調書 ⑧従業員名簿及び従業員であることを証明する保険証等書類	維3号工事業者登録申請書 添付書類（①～③は省略可） ④施工実績報告書 ⑤主任技術者届出書及び資格証明書 ⑥必要な資格・認可等の合格証書及び技能講習修了証 ⑦工事用設備機材調書 ⑧従業員名簿及び従業員であることを証明する保険証等書類	維6号工事業者登録申請書 添付書類（②、③は省略可） ①産業廃棄物収集運搬業許可証（汚泥）の写し ④施工実績報告書 ⑤主任技術者届出書及び資格証明書 ⑥必要な資格・認可等の合格証書及び技能講習修了証 ⑦工事用設備機材調書 ⑧従業員名簿及び従業員であることを証明する保険証等書類 ⑨緊急時対応従業員等計画書（緊急工事実施確約書を含む）	維8号工事業者登録申請書 添付書類（①～③は省略可） ④施工実績報告書 ⑤主任技術者届出書及び資格証明書 ⑥必要な資格・認可等の合格証書及び技能講習修了証 ⑦工事用設備機材調書 ⑧従業員名簿及び従業員であることを証明する保険証等書類 ⑨緊急時対応従業員等計画書（緊急工事実施確約書を含む）